

りそな年金研究所

企業年金ノート

【特集号】改正DC法の施行に伴う政省令の改正について（2017年1月1日施行の措置）……………P1

改正DC法の施行に伴う政省令の改正について （2017年1月1日施行の措置）

1. はじめに

本年（2016（平成28）年）6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）は、施行期日が全部で4段階に分かれています。本年7月1日には最初の施行期日が到来するなど、DCの制度改正への対応はいよいよ本格化しつつあります。

そこで本稿では、2017（平成29）年1月1日施行の改正措置のうち、本年9月から10月にかけて公布された政省令により新たに判明した事項について解説いたします。

2. 改正DC法の可決・成立後の沿革

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（以下「改正DC法」）による改正措置のうち、施行期日が2017年1月1日の事項については、まず8月5日付で関係政省令の改正案の概要が公開されるとともに、パブリックコメント手続きによる意見募集が開始されました。その後、9月23日には改正政令が、10月5日には改正省令がそれぞれ公布されており、後は、「確定拠出年金運営管理機関に関する命令」および関連通知が改正されることによって、2017年1月施行に係る法令上の対応がようやく完了します（図表1）。

なお、個人型確定拠出年金（個人型DC）に係る改正については、上記の法令・通知等の改正に加え、国民年金基金連合会が制定している「個人型年金規約」の改正を経ないと実務上の細目が確定しない点に留意が必要です。

<図表1>改正DC法の可決・成立後の沿革（2016年10月時点）

暦年	出来事
2016年	
5月24日	改正DC法の可決・成立
6月3日	改正DC法の公布（平成28年法律第66号）
7月1日	2016年7月施行措置の施行
7月26日	確定拠出年金普及・推進協議会の設置および第1回会合の開催
8月5日	DC法施行令およびDC法施行規則の改正に係るパブリックコメントの開始
9月16日	個人型DCの愛称が「iDeCo（イデコ）」に決定
9月23日	DC法施行令等の改正政令の公布（平成28年9月23日政令第310号）
9月26日	「確定拠出年金運営管理機関に関する命令」の改正に係るパブリックコメントの開始
10月5日	DC法施行規則等の改正省令の公布（平成28年10月5日厚生労働省令第159号）
2017年	
1月1日	2017年1月施行措置の施行（個人型DCの加入対象拡大など）

（出所）各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

3.2017年1月施行の措置に係る解説 ～政省令で新たに判明した事項を踏まえて～

(1) 個人型DCの加入対象の拡大

2017年1月施行の措置でひとときわ注目を集めているのが、「個人型DCの加入対象の拡大」です。これまでDC制度の対象外だった公務員や専業主婦等も利用できるようになるなど、じつに第1号から第3号に至るほぼ全ての公的年金被保険者(約6,700万人)が加入対象となります(図表2)。これにより、個人型DCは、わが国の勤労者および企業にとって、健康保険やマイナンバーと同じくらい身近な制度になると言っても過言ではありません。

<図表2>個人型DCの加入可能範囲の拡大



- ※ 1 企業型DCにおいてマッチング拠出を実施している場合は、個人型DCとの同時加入はできない。
 - ※ 2 個人型DCとの同時加入を認める場合は、企業型DCの事業主掛金の上限を年額66万円(月額5.5万円)から引下げることを企業型年金規約に定めなければならない。
 - ※ 3 個人型DCとの同時加入を認める場合は、企業型DCの事業主掛金の上限を年額33万円(月額2.75万円)から引下げることを企業型年金規約に定めなければならない。
- (出所) 改正DC法および関連政省令を基に、リそな年金研究所作成。

①個人型DCの加入対象となる者・ならない者

個人型DCの加入者区分は、従来は「第1号加入者」「第2号加入者」の2種類でしたが、今般の加入対象の拡大により、加入者区分が図表3の通り変更となります【DC法第62条第1項】。

<図表3>個人型DCの加入者区分

	改正後	備考
第1号加入者	公的年金の第1号被保険者【自営業者等】 ※保険料免除者(障害年金の受給権者以外)を除く	(変更なし)
第2号加入者	60歳未満の厚生年金保険の被保険者【会社員等】 ※企業型DC加入者(個人型DC同時加入可能者以外)を除く	確定給付企業年金・厚生年金基金等の加入者や公務員等も加入可能に
第3号加入者	公的年金の第3号被保険者【専業主婦等】	(新設)

(出所) 改正DC法および関連政省令を基に、リそな年金研究所作成。

一方で、2017年1月以降も、20歳以上（第2号被保険者を除く）60歳未満の公的年金被保険者であっても個人型DCの加入対象とはならない者が一部存在します（図表4）。

とりわけ、企業型DCの加入者が個人型DCに同時加入するためには、①**実施事業所で加入者拠出（マッチング拠出）を実施していないこと**に加えて、②**個人型DCの加入者となること**ができる旨を規約で定めていることも条件となること、が、今般の政令改正により明確化されました【DC法施行令第7条第1項第2号、同第11条】。

＜図表4＞個人型DCの加入対象とならない者（2017年1月以降）

第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料免除者（障害年金の受給権者を除く） ・農業者年金基金の被保険者 ・国民年金基金の掛金が拠出限度額^{※1}に達している者
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業型年金加入者掛金の拠出（マッチング拠出）ができること」を規約で定めている企業型DC^{※2}の加入者 ・「個人型DCの加入者となること」を規約で定めていない企業型DC^{※2}の加入者（個人型年金同時加入制限者）

+ ※1 厳密には、拠出限度額から個人型DCの最低拠出単位（月額5,000円）を控除した額。

※2 複数の事業主で構成される企業型DCにおいては、実施事業所ごとの選択が可能。

（出所）改正DC法および関連政省令を基に、リソな年金研究所作成。

② 拠出限度額

個人型DCの加入対象拡大に伴い、企業型DCおよび個人型DCの拠出限度額が図表5の通り改正されます【DC法施行令第11条、同第36条】。

なお、2017年1月時点では、拠出限度額はまだ月額単位で管理しなければなりません。年単位化されるのは2018（平成30）年1月以降となる点に留意が必要です。

＜図表5＞DCの拠出限度額（2017年1月以降）

		企業型DC	個人型DC	
自営業者等 （第1号加入者）		———	年額81.6万円 ^{※3} （月額6.8万円）	
会社員等 （第2号加入者）	企業年金を実施せず	———	年額27.6万円 （月額2.3万円）	
	企業型DCと 個人型DCの 同時加入なし	企業型DCのみ 実施	年額66.0万円 （月額5.5万円）	———
		企業型DCと DB等 ^{※2} を併用	年額33.0万円 （月額2.75万円）	———
	企業型DC ^{※1} と 個人型DCの 同時加入あり	企業型DC ^{※1} のみ 実施	年額42.0万円 （月額3.5万円）	年額24.0万円 （月額2.0万円）
		企業型DC ^{※1} と DB等 ^{※2} を併用	年額18.6万円 （月額1.55万円）	年額14.4万円 （月額1.2万円）
	DB等 ^{※2} を実施	———	年額14.4万円 （月額1.2万円）	
国家公務員・地方公務員		———	年額14.4万円 （月額1.2万円）	
専業主婦等 （第3号加入者）		———	年額27.6万円 （月額2.3万円）	

+ ※1 企業型年金規約において「個人型DCの加入者となること」を定めなければならない。

※2 「DB等」とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済など。

※3 国民年金基金または付加年金と限度枠を共有。

※4 網掛けは、2017年1月以降適用される拠出限度額。

（出所）改正DC法および関連政省令を基に、リソな年金研究所作成。

③企業型 DC の実施事業所に勤務する「企業型 DC 非加入者」の取扱い

企業型 DC を実施している企業であっても、①企業型 DC の加入対象外となる者（規約で一定の資格を定める場合）、②加入待期者（企業型 DC の加入に一定の勤続年数・年齢等の要件を設けている場合で、当該要件に到達していない者）、③企業型 DC に加入しないことを選択した者（企業型 DC への加入を選択制としている場合）など、すべての従業員が必ずしも企業型 DC に加入していない場合があります。従来は、上記のうち①に該当する者は個人型 DC に加入することができましたが、②③に該当する者については「いずれは企業型 DC に加入する」あるいは「企業型 DC への加入を選択しなかった」等の観点から、個人型 DC への加入は認められていませんでした。

しかし、今般の政令および省令の改正により、2017年1月以降は、上記②③に該当する者についても個人型 DC に加入できるようになります。この場合、上記①～③の者は企業型 DC の加入者とは扱われないため、勤務先の企業型 DC の規約に「個人型 DC の加入者となることができる旨」の定めが無くても個人型 DC に加入可能です【DC 法施行令第 35 条の削除および DC 法施行規則第 38 条の削除】。この場合の個人型 DC の拠出限度額は、勤務先が企業型 DC のみを実施している場合は年額 27.6 万円（月額 2.3 万円）、勤務先が DB 等を併用している場合は年額 14.4 万円（月額 1.2 万円）となります（図表 6）。

<図表 6> 企業型 DC の実施事業所に勤務する「企業型 DC 非加入者」の取扱い

	個人型 DC への加入の可否		個人型 DC の拠出限度額（2017年1月以降）	
	改正前	改正後	勤務先が企業型 DC のみを実施	勤務先が企業型 DC と DB 等を併用
①加入対象外となる者	可能	可能	年額27.6万円 (月額2.3万円)	年額14.4万円 (月額1.2万円)
②加入待期者	不可	可能	企業型 DC の加入者ではないため、「企業年金が無い場合」の拠出限度額を適用	企業型 DC の加入者ではないため、「DB等のみ実施の場合」の拠出限度額を適用
③加入しないことを選択した者	不可	可能		

(出所) 改正 DC 法および関連政省令を基に、リソナ年金研究所作成。

なお、上記①～③の者が所定の要件を満たして企業型 DC の加入者となる場合、当該企業型 DC の規約に「個人型 DC の加入者となることができる旨」の定めがないと、個人型 DC には加入できなくなります。また、個人型 DC との同時加入が可能であったとしても、この場合の個人型 DC の拠出限度額は、勤務先が企業型 DC のみを実施している場合は年額 24.0 万円（月額 2.0 万円）に変更となります（勤務先が DB 等を併用している場合の拠出限度額は年額 14.4 万円（月額 1.2 万円）のまま変更なし）。

④企業型 DC と個人型 DC の同時加入に係る厚生労働大臣から国民年金基金連合会への通知事項

厚生労働大臣は、(1) ①節で述べた「個人型 DC の加入者となることができる旨を定めた企業型 DC」に係る規約の作成・変更の承認をしたときは、国民年金基金連合会に対し、当該規約に係る下記の事項を通知することとされました【DC 法第 4 条第 5 項、DC 法施行規則第 4 条の 4】。

- ・実施事業主の名称・住所
- ・企業型年金規約の作成・変更に係る承認年月日および実施年月日
- ・その他、個人型年金規約で定める事項

これにより、個人型 DC との同時加入を認める企業型 DC についても、国民年金基金連合会において個人型 DC に係る拠出限度額の管理等の事務が円滑に実施されることが期待されます。

⑤脱退一時金の支給要件の厳格化

個人型DCの加入対象が拡大されるということは、その反面、個人型DCからの脱退が著しく制限されることを意味します（図表7）。

従来は、個人型DCの加入者となれない者については、一定の要件を満たせば脱退一時金を請求することができました。しかし、2017年1月以降は、すべての公的年金被保険者が「個人型DCへの加入」または「企業型DCでのマッチング拠出」のいずれかの方法による自主的・継続的な掛金拠出が可能となるため、個人型DCの脱退一時金の支給要件が大幅に厳格化されます。今後は、請求対象者が国民年金保険料の免除者などに限定されるうえ、個人別管理資産額の残高要件が**50万円以下から25万円以下に引下げ**られます【DC法施行令第60条第2項】。

また、2014年1月から施行されている、個人型DCの運用指図者となる申出をしてから2年を経過した「継続個人型年金運用指図者」に係る脱退一時金の支給要件（個人別管理資産額25万円以下etc）については、今般の改正により完全に廃止されます。

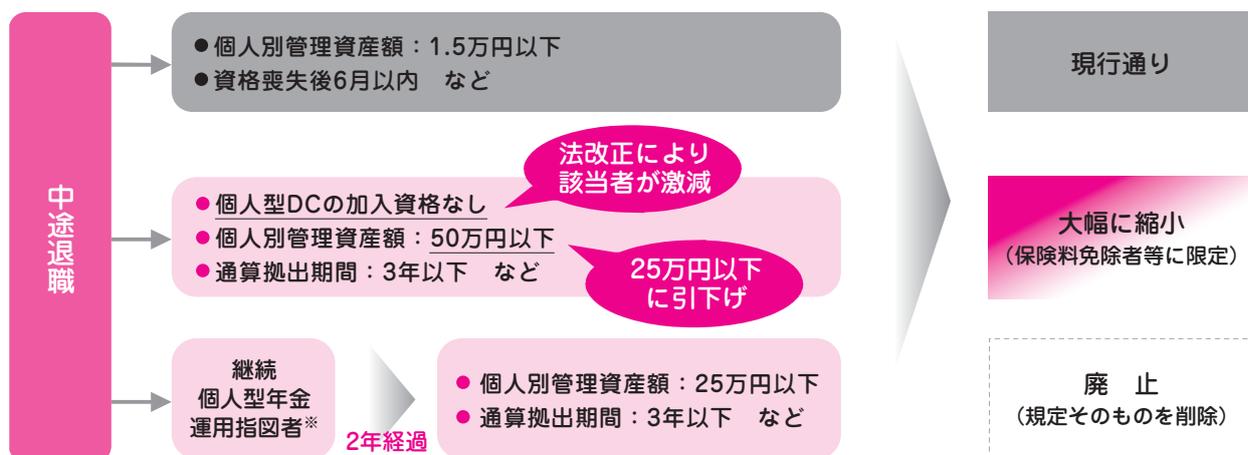
一方で、企業型DCに係る脱退一時金の支給要件（「個人別管理資産額が1.5万円以下」「資格喪失後6ヶ月以内に請求」etc）は、現行通りのままで変更はありません。

＜図表7＞ DCにおける脱退一時金の支給要件

	改正内容	現行
個人型年金加入者	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ●国民年金の保険料免除者であること ●傷害給付金の受給権者でないこと ●通算拠出期間1年以上3年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること ●資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ●企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと 	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ●60歳未満であること ●障害給付金の受給権者でないこと ●通算拠出期間1年以上3年以下 または個人別管理資産額が50万円以下であること ●資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ●企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと ●企業型DC加入者でないこと ●個人型DC加入者となる資格がないこと
継続個人型年金運用指図者※	(削除)	次のいずれにも該当する継続個人型年金型運用指図者 <ul style="list-style-type: none"> ●障害給付金の受給権者でないこと ●通算拠出期間1年以上3年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること ●継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと ●企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと

＜現行の支給要件＞

＜改正後の支給要件＞



※ 企業型DC加入者の資格喪失後、企業型DC運用指図者または個人型DC加入者の資格を取得することなく国民年金基金連合会に個人型DC運用指図者となることを申出（連合会への移換後に申し出た場合を含む）してから継続して個人型DC運用指図者であり、当該申出をした日から起算して2年を経過した者。

（出所）改正DC法および関連政省令を基に、リソナ年金研究所作成。

なお、個人型DCから支給される脱退一時金の算定基礎となる「通算拠出期間」の算定において、企業型DCと個人型DCに同時加入している期間がある場合は、**いずれか一方の期間のみを算定基礎とするもの**とされています【DC法施行令第60条第4項】。

(2) 企業型年金規約に関する改正

① 企業型年金規約の設置・閲覧について

企業型DCにおいて、「企業型年金規約」を実施事業所ごとに備え置くとともに、従業員の求めに応じて閲覧させることが義務化されます【DC法第4条第4項】。

設置・閲覧方法については、書面によるもののほか、**電磁的方法(例:社内イントラネット・社内LAN・ホームページへの掲載等)**による備置きも認められます【DC法施行規則第4条の3】。

ただし、電磁的方法を用いる場合は、事業主は当該記録の滅失・損傷を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

② 事業主・実施事業所等の増加に係る手続の簡略化

企業型DCの実施事業主、実施事業所または船舶の増加に係る規約変更について、従来は厚生労働大臣の承認が必要でしたが、今後は「**届出**」による**変更が可能**になります【DC法施行規則第5条第1項第1・2号】。

なお、上記の届出を行う場合、届出書に「増加する事業所等が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類」「労使協議の経緯を明らかにする書類」等を添付する必要があります【DC法施行規則第7条第1項第3～5号】。

(3) 運営管理業務に関する改正

① 運営管理業務の委託要件について

企業型DCにおける運営管理業務のうち「運用指図の取りまとめ」および「給付の裁定」については、従来は1社の運営管理機関のみにしか委託できませんでしたが、企業型DCと個人型DCに同時に加入する場合は、当該業務を企業型DC・個人型DCそれぞれの運営管理機関が行うものとされます【DC法施行令第7条第1項、同第31条第3項】。

② 加入者原簿の記録事項の追加

企業型DCおよび個人型DCの加入者原簿に記録しなければならない事項として、図表8に掲げる事項が新たに追加されています【DC法施行規則第15条第1項、同第55条】

<図表8>新たに追加された加入者原簿の記載事項

企業型DC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の企業型DCまたは個人型DCから資産移換が行われたことがある場合は、他のDC制度の「実施者の名称」「住所」「資格の取得・喪失年月日」「資産移換年月日」「移換額」「事業主への返還資産額」など ・ 企業年金・退職金制度等から資産移換が行われたことがある場合は、通算加入者等期間に算入された期間の「開始・終了年月」 ・ 老齢給付金の裁定に伴い、他の運営管理機関等から提供された記録の内容 ・ 企業型DCにおける脱退一時金の支給請求に伴い、他の運営管理機関等から提供された記録の内容 ・ 個人型DCにおける脱退一時金の支給請求に伴い、他の運営管理機関等から提供された記録の内容 ・ 個人型DCの脱退一時金の支給日
個人型DC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人型DCにおける脱退一時金の支給請求に伴い、他の運営管理機関等から提供された記録の内容 ・ 個人型DCの脱退一時金の支給日

(出所) 改正DC法および関連政省令を基に、リソナ年金研究所作成。

③加入者等への通知事項

ア.通知事項の追加【DC 法施行規則第 21 条第 1 項、同第 59 条】

企業型 DC および個人型 DC の加入者等（加入者および運用指図者）に通知しなければならない事項として、下記の事項が新たに追加されています（図表 9）。

＜図表 9＞新たに追加された通知事項

通知事項	備考
資格の取得・喪失の年月日	他の企業型 DC または個人型 DC から資産移換が行われたことがある場合は、他の DC 制度の資格の取得・喪失の年月日を含む
通算加入者等期間	企業型 DC または個人型 DC それぞれの記録関連運営管理業務に係る部分に限る

（出所）改正 DC 法および関連政省令を基に、リソナ年金研究所作成。

イ.通知方法【DC 法施行規則第 21 条第 2～6 項、同第 59 条】

加入者等への通知方法は、今般の省令改正により、原則として書面により行うことが明確化されましたが、加入者等からの承諾を得ることにより、電磁的方法による通知も可能とされています。

ただし、加入者等からの承諾が得られない場合は、電磁的方法による通知はできません。また、電磁的方法による通知は、当該内容を書面に出力できるものでなければなりません。

④裁定に必要な記録の提供

老齢給付金または脱退一時金の請求を受けた記録関連運営管理機関等は、他の記録関連運営管理機関等に対し、裁定に必要な記録として図表 10 に掲げる事項の提供を求めるものとされています【DC 法施行規則第 22 条の 2、同第 59 条、同第 69 条の 2、同第 70 条】。

＜図表 10＞老齢給付金・脱退一時金の裁定時に他の運営管理機関等に提供を求める記録

請求者の記録	老齢給付金	脱退一時金	
		企業型 DC	個人型 DC
氏名	○	○	○
性別、生年月日、基礎年金番号	○	○	○
資格の取得・喪失の年月日	○		○
他の企業型 DC・個人型 DC の資格の取得・喪失の年月日	(○)		(○)
過去に拠出された掛金の有無			○
通算加入者等期間	○		○
脱退一時金を支給した年月日	○		○
他制度からの資産移換	移換年月日	(○)	(○)
	通算加入者等期間に算入された期間	(○)	(○)
	上記算入期間の開始・終了年月	(○)	(○)
脱退一時金（個人別管理資産額）		○	○

※（ ）は、他制度からの資産移換等が行われたことがある場合のみ適用。

（出所）改正 DC 法および関連政省令を基に、リソナ年金研究所作成。

⑤老齢給付金の裁定請求書の記載事項・添付書類

老齢給付金の請求に係る請求書の記載事項および添付書類が、図表 11 の通り定められています【DC 法施行規則第 22 条の 2】。なお、脱退一時金の請求については、同様の事項が既に規定されており、これらと平仄を合わせた改正であると考えられます。

改正DC法の施行に伴う政省令の改正について(2017年1月1日施行の措置)

＜図表 11＞老齢給付金の裁定請求書の記載事項・添付書類

請求書の記載事項	・氏名、性別、生年月日、基礎年金番号 ・その他の規約で定める事項
添付書類	・戸籍謄本・抄本、生年月日に関する市町村長の証明書 ・その他の生年月日を証する書類

(出所) 改正 DC 法および関連政省令を基に、リそな年金研究所作成。

(4) 経過措置

①個人型 DC の個人別管理資産の移換に係る経過措置

経過期間(2017年1月1日から「改正DC法の公布日から起算して2年を超えない範囲で政令で定める日」の前日までの間)における個人型DCの個人別管理資産の移換について、図表12の通り経過措置が設けられています【改正DC政令第7～10条】。なお、経過期間満了後は、当該経過措置が本則上の取扱いとして規定される見込みです。

＜図表 12＞個人型 DC の個人別管理資産額の移換に係る経過措置

	経過措置がない場合	経過措置を講じた場合
個人型DCの加入者・運用指図者が企業型DC*に加入する場合	個人型DCの個人別管理資産は企業型DCに移換される	本人の申出により、個人型DCでの加入・管理を継続できる
企業型DC*の加入者が資格喪失し、引き続き個人型DCのみの加入者・運用指図者となる場合	企業型DCの個人別管理資産は個人型DCに移換できないため自動移換されてしまう	本人の申出により、企業型DCの個人別管理資産を個人型DCに移換できる

* 企業型年金規約において「個人型DCの加入者となることができる旨」を定めている企業型DC。

(出所) 改正 DC 法および関連政省令を基に、リそな年金研究所作成。

②その他の経過措置

前記(3)③アで解説した「加入者等への通知事項」については、施行日(2017年1月1日)から起算して1年を経過する日までの間は適用しないものとされています。

また、前記(3)④で解説した「裁定に必要な記録の提供」については、記録関連運営管理機関等におけるシステム対応等を勘案して、施行日から起算して1年を経過する日までの間は適用しないこととされています。この間は、記録関連運営管理機関等による記録の提供に代わり、他の記録関連運営管理機関等から請求した「加入者等期間証明書」を、支給を請求する記録関連運営管理機関等に提出する取扱いとされます。

＜ご参考資料＞

リそな年金トピックス「改正DC法の施行に伴う関係政令の改正について(2017年1月1日施行分)」(2016年9月26日配信)

<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P5F00000gPuEwUAK>

リそな年金トピックス「改正DC法の施行に伴う関係省令の改正について(2017年1月1日施行分)」(2016年10月6日配信)

<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P5F00000gQu1pUAC>

(リそな年金研究所 谷内 陽一)

企業年金ノート No.582

2016(平成28)年10月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日9:00～17:00(土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。)